

令和 7 年第 3 回加須市議会定例会

加 須 市 議 会 議 案

令和 7 年 9 月 2 日招集

加 須 市

目 次

第 6 6 号議案	令和 7 年度加須市一般会計補正予算（第 3 号）…………… 別冊
第 6 7 号議案	令和 7 年度加須市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 1 号）…………… 別冊
第 6 8 号議案	令和 7 年度加須市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）…………… 別冊
第 6 9 号議案	令和 7 年度加須市介護保険事業特別会計補正予算 （第 1 号）…………… 別冊
第 7 0 号議案	加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例…………… 1
第 7 1 号議案	加須市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の 一部を改正する条例…………… 3
第 7 2 号議案	加須市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及 び加須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例…………… 4
第 7 3 号議案	加須市魅力ある学校づくり審議会条例…………… 9
第 7 4 号議案	加須市放課後児童健全育成室条例の一部を改正する条 例…………… 1 2
第 7 5 号議案	加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部 を改正する条例…………… 1 4
第 7 6 号議案	加須市環境保全条例の一部を改正する条例…………… 1 6
第 7 7 号議案	市道路線の廃止について…………… 2 1
第 7 8 号議案	令和 6 年度加須市一般会計歳入歳出決算の認定につい て…………… 2 3
第 7 9 号議案	令和 6 年度加須市国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算の認定について…………… 2 4
第 8 0 号議案	令和 6 年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計歳 入歳出決算の認定について…………… 2 5
第 8 1 号議案	令和 6 年度加須市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について…………… 2 6
第 8 2 号議案	令和 6 年度加須市介護保険事業特別会計歳入歳出決算 の認定について…………… 2 7

第 8 3 号議案	令和 6 年度加須都市計画事業野中土地区画整理事業特 別会計歳入歳出決算の認定について……………	2 8
第 8 4 号議案	令和 6 年度河野博士育英事業特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	2 9
第 8 5 号議案	令和 6 年度加須市水道事業会計利益の処分及び決算の 認定について……………	3 0
第 8 6 号議案	令和 6 年度加須市下水道事業会計利益の処分及び決算 の認定について……………	3 1

第 70 号議案

加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年加須市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- （１） 別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務
- （２） 市長又は加須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務
- （３） 市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務
- （４） 市長又は教育委員会が住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務又は法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務

第 4 条第 2 項中「同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関」を「次の各号に掲げるいずれかの情報であって自ら」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- （１） 別表第 1 の右欄に掲げる特定個人情報（法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から受けることができる特定個人情報を除く。）
- （２） 住登外者宛名情報

第 4 条第 4 項中「第 2 項」を「前 4 項」に、「及び前項の規定による利用特定個人情報」を「、住登外者宛名情報又は利用特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）」に、「当該特定個人情報及び当該利用特定個人情報」を

「当該特定個人情報等」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度において、住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。

第4条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長又は教育委員会は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を処理するために必要な限度において、住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1中31の項を削り、32の項を31の項とする。

別表第2に次のように加える。

6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	教育委員会	住登外者宛名情報
7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	市長	住登外者宛名情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月2日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、日本人に準じて生活保護を受けている外国人に係る保護事務を市独自利用事務から除くとともに、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を市独自利用事務に加える等したいので、この案を提出するものであります。

第 7 1 号議案

加須市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

加須市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 2 2 年加須市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（ 4 ） 一般社団法人加須市物産観光協会

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

本市の観光事業の更なる充実を図るため、職員を派遣することができる団体に一般社団法人加須市物産観光協会を加えたいので、この案を提出するものがあります。

第 7 2 号議案

加須市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び加須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(加須市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 加須市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 2 2 年加須市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 項」を「第 2 0 条第 1 項」に改める。

第 2 1 条を第 2 2 条とし、第 2 0 条を第 2 1 条とする。

第 1 9 条第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 2 0 条とし、第 1 8 条の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 1 9 条 任命権者は、加須市職員の育児休業等に関する条例(平成 2 2 年加須市条例第 3 3 号)第 2 3 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 加須市職員の育児休業等に関する条例第 2 3 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措

置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（加須市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 加須市職員の育児休業等に関する条例（平成22年加須市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」の次に「（育児休業法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。）」を加え、「これらの規定を同法」を「育児休業法」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、

同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき
当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じ

たことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（加須市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の加須市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第19条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（加須市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の加須市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年9月2日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児に係る部分休業の取得方法の多様化を図るとともに、人事院が行った公務員人事管理に関する報告を踏まえ、仕事と育児との両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を行いたいので、この案を提出するものであります。

第73号議案

加須市魅力ある学校づくり審議会条例

(設置)

第1条 加須市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）における子どもたちにとってよりよい教育環境の実現に向けた魅力ある学校づくりに関する事項を審議するため、加須市魅力ある学校づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、加須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を答申する。

- (1) 魅力ある学校づくりに係る基本計画の策定に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市内の公共的団体等の代表者
- (4) 未就学児又は小中学校の児童若しくは生徒の保護者の代表者
- (5) 小中学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、所掌事務が終了するまでとする。ただし、前条第2項第3号から第5号までに規定する委員にあっては、その在職期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習部教育総務課魅力ある学校づくり推進室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(加須市特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 加須市特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年加須市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

58	魅力ある学校	会長	日額 7,600円	1,200円	37円	2,600円	14,400円
	づくり審議会	委員	日額 6,700円				

令和7年9月2日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

加須市立小学校及び中学校におけるこどもたちにとってよりよい教育環境の

実現に向けた魅力ある学校づくりに関する事項を審議するため、加須市魅力ある学校づくり審議会を設置したいので、この案を提出するものであります。

第 7 4 号議案

加須市放課後児童健全育成室条例の一部を改正する条例

加須市放課後児童健全育成室条例（平成 2 2 年加須市条例第 1 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表加須市加須小学校放課後児童健全育成室の項中「6 5 人」を「1 2 4 人」に改め、同表加須市加須南小学校放課後児童健全育成室の項中「6 0 人」を「8 5 人」に改め、同表加須市不動岡小学校放課後児童健全育成室の項中「5 0 人」を「1 0 8 人」に改め、同表加須市三俣小学校放課後児童健全育成室の項中「7 5 人」を「1 2 6 人」に改め、同表加須市礼羽小学校放課後児童健全育成室の項中「馬内 6 2 2 番地」を「礼羽 5 6 0 番地」に、「5 0 人」を「8 1 人」に改め、同表加須市大桑小学校放課後児童健全育成室の項中「1 1 5 人」を「1 9 0 人」に改め、同表加須市花崎北小学校放課後児童健全育成室の項中「9 5 人」を「1 1 6 人」に改め、同表加須市水深小学校第一放課後児童健全育成室の項中「6 5 人」を「8 2 人」に改め、同表加須市水深小学校第二放課後児童健全育成室の項中「4 5 人」を「4 8 人」に改め、同表加須市水深小学校第三放課後児童健全育成室の項中「4 0 人」を「8 5 人」に改め、同表加須市樋遣川小学校放課後児童健全育成室の項中「3 0 人」を「3 9 人」に改め、同表加須市志多見小学校放課後児童健全育成室の項中「2 5 人」を「3 8 人」に改め、同項の次に次のように加える。

加須市大越小学校放課後児童健全育成室	加須市大越 2 1 1 5 番地	4 0 人
--------------------	------------------	-------

第 2 条の表加須市騎西放課後児童健全育成室の項中「4 5 人」を「5 5 人」に改め、同表加須市種足放課後児童健全育成室の項中「4 0 人」を「4 8 人」に改め、同表加須市鴻荃放課後児童健全育成室の項中「5 0 人」を「6 2 人」に改め、同表加須市高柳放課後児童健全育成室の項中「7 0 人」を「1 3 0 人」に改め、同表加須市北川辺西放課後児童健全育成室の項中「7 0 人」を「7 1 人」に改め、同表加須市北川辺東放課後児童健全育成室の項中「加須市北川辺東放課後児童健全育成室」を「加須市北川辺東放課後児童健全育成室（きらき

ら第１）」に、「３５人」を「４３人」に改め、同項の次に次のように加える。

加須市北川辺東放課後児童 健全育成室（きらきら第２）	加須市向古河５４番地	３１人
-------------------------------	------------	-----

第２条の表加須市大利根東放課後児童健全育成たなばた室の項中「６０人」を「７７人」に改め、同表加須市原道放課後児童健全育成のぎく室の項中「３０人」を「３８人」に改め、同表加須市元和放課後児童健全育成かえで室の項中「３０人」を「１８２人」に改め、同表加須市豊野放課後児童健全育成もみじ室の項中「３０人」を「３８人」に改める。

別表第２施設名の欄中「加須市北川辺東放課後児童健全育成室」を
「加須市北川辺東放課後児童健全育成室（きらきら第１）」

加須市北川辺東放課後児童健全育成室（きらきら第２）」に改める。

別表第３施設名の欄中「加須市志多見小学校放課後児童健全育成室」を
「加須市志多見小学校放課後児童健全育成室

加須市大越小学校放課後児童健全育成室」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和７年９月２日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

放課後児童健全育成室の位置及び定員を見直すとともに、小学校の施設を利用している放課後児童健全育成室のうち、教育財産としての用途が廃止される施設等を本条例に位置付けたいので、この案を提出するものであります。

第 7 5 号議案

加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成 2 2 年加須市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「1 級」の次に「又は 2 級」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条第 1 項の規定により公費負担の対象となった医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 1 条の 2 第 3 号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者にあつては、精神通院医療に係る公費負担の対象とならなかった医療費の自己負担分を含む。）をいう。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）」を削り、同条第 2 項第 7 号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「（平成 2 2 年加須市条例第 1 3 6 号）」を削り、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「（平成 2 2 年加須市条例第 1 3 5 号）」を削り、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5） 前条第 1 項第 3 号に規定する重度心身障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に定める 2 級の障害を有する者に限る。）であつて、加須市子育て支援医療費支給に関する条例（平成 2 2 年加須市条例第 1 3 5 号）第 3 条に規定する対象児童であるもの又は加須市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 2 2 年加須市条例第 1 3 6 号）に基づき受給者証の交付を受けることができるもの（税の申告等を行わないこと等の当該重度心身障害者の責めにより受給者証の交付を受けることができないものを含む。）

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 3 号に規定する重度心身障害者が医療法（昭

和 23 年法律第 205 号) 第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床に入院したときの」を「次の各号に掲げる重度心身障害者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する重度心身障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有する者に限る。) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号) 第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金

(2) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する重度心身障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に定める 2 級の障害を有する者に限る。) 精神通院医療費以外の一部負担金

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第 4 条第 1 項第 2 号に規定する重度心身障害者に係る同項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の診療に要した改正後の第 2 条第 4 項に規定する精神通院医療費について適用する。

(準備行為)

3 この条例の施行に伴い新たに医療費助成金の対象となる者に係る第 5 条第 1 項の規定による受給に必要な事項の登録及び第 6 条第 1 項の規定による受給者証の交付に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

令和 7 年 9 月 2 日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

精神科への定期通院等を促進し、精神疾患の再発や重症化を予防するため、重度心身障害者医療費の支給対象者に、2 級の精神障害を有する者を加えるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

第76号議案

加須市環境保全条例の一部を改正する条例

加須市環境保全条例（平成22年加須市条例第165号）の一部を次のように改正する。

目次中「土地の埋立て等の規制（第11条—第27条）」を「土壌の汚染の防止（第11条—第13条）」に、「第28条—第31条」を「第14条—第17条」に、「第32条—第35条」を「第18条—第21条」に、「第36条—第38条」を「第22条—第24条」に、「第39条—第46条」を「第25条—第32条」に、「第47条—第54条」を「第33条—第40条」に、「第55条」を「第41条」に、「第56条—第65条」を「第42条—第51条」に、「第66条—第68条」を「第52条—第54条」に、「第69条—第73条」を「第55条・第56条」に改める。

第2条第4号を次のように改める。

（4） 土砂の堆積 埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。

第2条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。

「第1節 土地の埋立て等の規制」を「第1節 土壌の汚染の防止」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

（堆積に係る土地の汚染調査）

第11条 土砂の堆積を行う者は、当該土砂の堆積に係る土地の区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満である場合においては、当該土砂の堆積に着手した日から起算して6月ごと（土砂の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間が6月に満たない場合にあっては、完了又は廃止のとき）に、当該土砂の堆積に係る土地の区域の土砂について、規則の定めるところにより、汚染の状況についての調査を行い、その結果を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の堆積については、こ

の限りでない。

- (1) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂の堆積で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの
- (2) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂の堆積であって、規則の定めるところにより、市長に届け出たもの
- (3) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち土砂の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂の堆積
- (4) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の堆積
- (5) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の堆積
- (6) その他土砂の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める土砂の堆積

(関係書類の閲覧)

第12条 土砂の堆積を行う者は、規則の定めるところにより、当該土砂の堆積を行っている間、前条本文の規定により市長に届け出た書類の写しを、土砂の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

第13条から第26条までを削る。

第27条中「埋立て等」を「土砂の堆積」に改め、同条を第13条とし、第2章第2節中第28条を第14条とし、第29条から第31条までを14条ずつ繰り上げ、同章第3節中第32条を第18条とし、第33条を第19条とする。

第34条中「第32条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第20条とし、第35条を第21条とする。

第3章第1節中第36条を第22条とし、第37条を第23条とし、第38条を第24条とし、同章第2節中第39条を第25条とし、第40条から第4

4条までを14条ずつ繰り上げる。

第45条第1項中「第43条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条を第31条とする。

第46条第1項中「第43条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条を第32条とし、第3章第3節中第47条を第33条とし、第48条から第50条までを14条ずつ繰り上げる。

第51条中「第48条」を「第34条」に改め、同条を第37条とし、第52条から第54条までを14条ずつ繰り上げ、第3章第4節中第55条を第41条とする。

第56条第1項中「別表第2に掲げる事業で、」を削り、第4章中同条を第42条とし、第57条を第43条とする。

第58条第1号中「第56条第1項各号」を「第42条第1項各号」に改め、同条を第44条とし、第59条を第45条とし、第60条を第46条とする。

第61条中「第58条の」を「第44条の」に、「第58条各号」を「同条各号」に改め、同条を第47条とする。

第62条中「第56条第1項」を「第42条第1項」に改め、同条を第48条とし、第63条を第49条とする。

第64条中「国等が」を「国、地方公共団体又は規則で定める者（以下これらを「国等」という。）が」に改め、同条を第50条とし、第65条を第51条とする。

第5章中第66条を第52条とし、第67条を第53条とし、第68条を第54条とする。

第69条の前の見出し、同条及び第70条を削る。

第71条に見出しとして「（罰則）」を付し、同条第1号を次のように改める。

（１） 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第71条第2号中「第27条」を「第13条」に改め、同条第3号を削り、第6章中同条を第55条とする。

第 7 2 条を削る。

第 7 3 条中「第 6 9 条から前条まで」を「前条」に改め、同条を第 5 6 条とする。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の加須市環境保全条例（以下「旧条例」という。）第 1 1 条第 1 項又は第 1 4 条第 1 項の許可を受けて行われている埋立て等に関する旧条例第 1 2 条から第 2 2 条まで、第 2 4 条から第 2 7 条まで、第 6 6 条及び第 6 7 条の規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（当該許可の期間が満了する日までに旧条例第 2 1 条、第 2 4 条又は第 2 5 条第 2 項の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第 1 1 条第 1 項又は第 1 4 条第 1 項の許可の申請があつた場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に却下されたものとみなす。

4 施行日前に旧条例第 1 1 条第 1 項又は第 1 4 条第 1 項の規定に違反して行われた埋立て等に関する旧条例第 2 3 条、第 2 4 条、第 2 6 条、第 2 7 条、第 6 6 条及び第 6 7 条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

5 施行日前にされた旧条例第 2 3 条又は第 2 4 条の規定による命令を受けた者に対する旧条例第 2 4 条、第 2 6 条、第 2 7 条、第 6 6 条及び第 6 7 条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

- 6 施行日前にした行為及び附則第2項及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和7年9月2日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、埼玉県が県内全域を規制区域に指定したことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものがあります。

第 77 号議案

市道路線の廃止について

次の路線を廃止したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
大 4 0 7 6 号線	新井新田字八幡脇 9 2 番 1 地先	新井新田字八幡脇 9 1 番 1 地先	
大 4 0 7 7 号線	新井新田字八幡脇 5 6 番 3 地先	新井新田字八幡脇 6 6 番地先	
大 4 0 7 8 号線	新井新田字八幡脇 2 7 番 4 地先	新井新田字八幡脇 5 5 番 2 地先	

令和 7 年 9 月 2 日提出

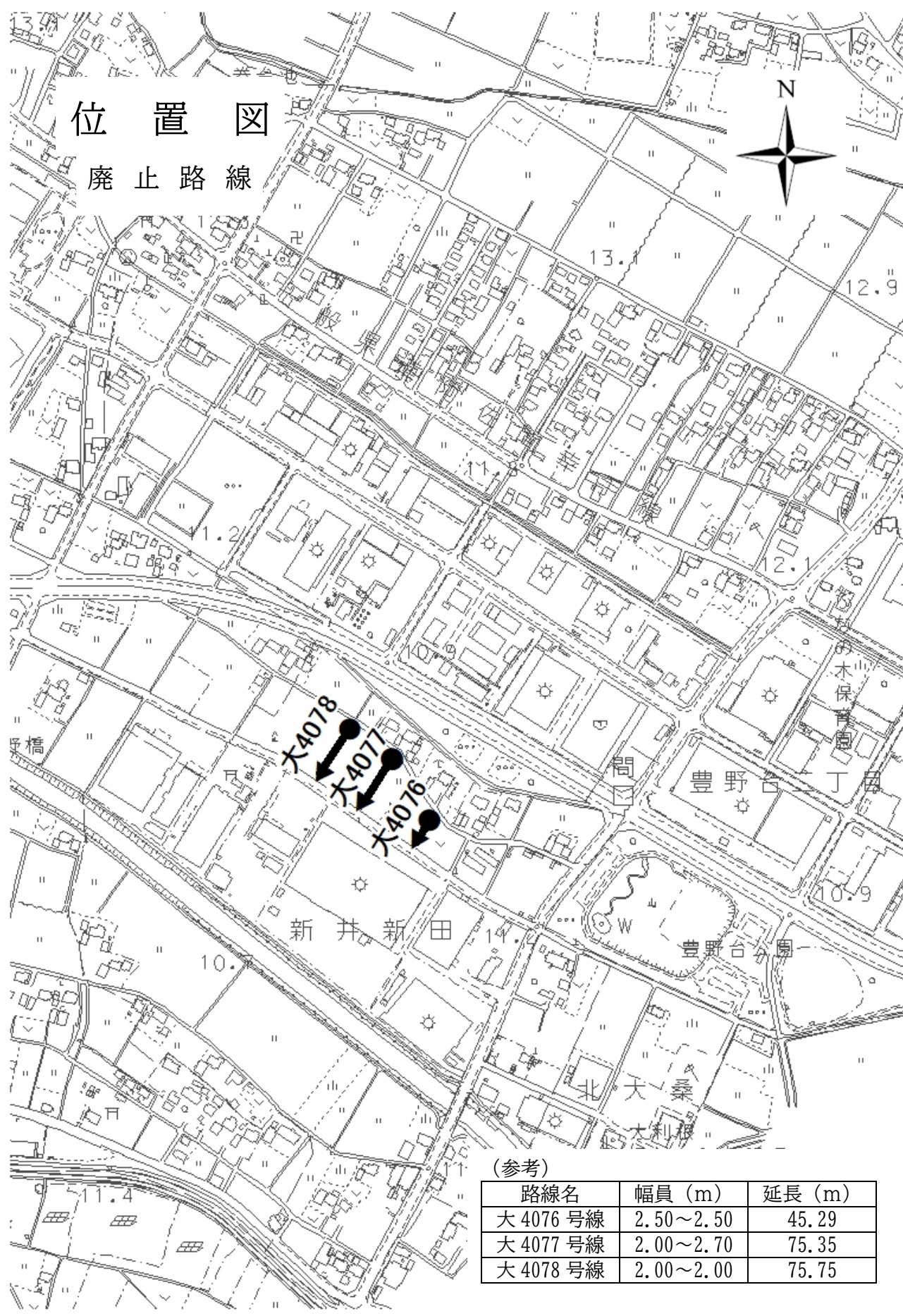
加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

これらの路線は、開発行為に伴い不用路線となるため廃止したいので、この案を提出するものであります。

位置図

廃止路線



(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
大 4076 号線	2.50~2.50	45.29
大 4077 号線	2.00~2.70	75.35
大 4078 号線	2.00~2.00	75.75

第 7 8 号議案

令和 6 年度加須市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度加須市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

加須市長 角 田 守 良

第 7 9 号議案

令和 6 年度加須市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度加須市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

加須市長 角 田 守 良

第 8 0 号議案

令和 6 年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

加須市長 角 田 守 良

第 8 1 号議案

令和 6 年度加須市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度加須市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

加須市長 角 田 守 良

第 8 2 号議案

令和 6 年度加須市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度加須市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

加須市長 角 田 守 良

第 8 3 号議案

令和 6 年度加須都市計画事業野中土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度加須都市計画事業野中土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

加須市長 角 田 守 良

第 8 4 号議案

令和 6 年度河野博士育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度河野博士育英事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

加須市長 角 田 守 良

第 8 5 号議案

令和 6 年度加須市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、加須市水道事業により生じた利益を処分することについて議会の議決を求め、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度加須市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

加須市長 角 田 守 良

第 8 6 号議案

令和 6 年度加須市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、加須市下水道事業により生じた利益を処分することについて議会の議決を求め、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度加須市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

加須市長 角 田 守 良